第５次災害対策計画

令和６年度～令和 11 年度

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

ごあいさつ

清須市社会福祉協議会では、平成１８年度より「総合計画」を構成する計画の一つとして「災害対策計画」を策定していましたが、「清須市地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画の」一体策定に伴い、個別の計画として「災害対策計画」を策定いたしました。地域福祉を推進する中核的な団体として、目指す方向性や取組内容を明確にして、災害発生時や災害に備えた地域づくりを進め、「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

最後になりますが、計画策定にあたりご尽力を賜りました策定委員の皆さまに、感謝とお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和６年３月　　社会福祉法人清須市社会福祉協議会　会長　時田　榮一

目次

１．計画の概要
（１）計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）災害対策計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．第４次災害対策計画の状況及び評価
（１）第４次災害対策計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（２）計画項目ごとの評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（３）第４次計画の取り組み状況と第５次計画に向けて ・・・・・・・・ 5
３．計画の体系
（１）本会の理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）理念を実現するための使命 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）経営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（４）組織運営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（５）目指す方向性（ビジョン） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
４．具体的な取組み（実施項目）
（１）災害からいち早く復旧できる体制を整備します ・・・・・・・・・・10
（２）市民生活の復旧・復興を支援するしくみを整備します ・・・・・・・13
（３）市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図り、地域づくりを推進します ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
５．計画の管理評価
（１）計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（２）計画の進行管理・評価・見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

巻末資料
（１）清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会設置要綱 ・・・・・20
（２）諮問書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（３）答申書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（４）策定委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（５）策定経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

１．計画の概要

（１）計画の策定にあたって

清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域共生社会」の実現を目指し地域福祉活動を推進しています。

この地域福祉活動の推進にあたり、本会ではこれまでに、

① 地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である**「地域福祉活動計画」**

② 法人組織の基盤整備、財政、人材育成などに関する取組みを示した**「発展強化計画」**

③ 災害対策、災害ボランティアセンターの運営など災害発生時や災害に備えた取組みを示した**「災害対策計画」**

の３計画で構成された**「総合計画」**を策定し、目標達成に向けて取組みを推進してきました。

令和５年度には、令和元年度から推進してきた**「第４次総合計画」**が最終年度を迎え、本来であれば、令和５年度に次の「第５次総合計画」を策定することになりますが、清須市（以下「市」という。）が令和５年度～令和６年度にかけて行政計画である「地域福祉計画」を策定することになったため、行政計画との連携を踏まえ本会がこれまでに策定してきた「地域福祉活動計画」についても一体的に策定することにしました。

このため、「地域福祉活動計画」については、第４次計画の期間を１年延長し、令和７年度から５年間を計画期間とする「第５次地域福祉活動計画」を市の「地域福祉計画」と一体的に策定することとし、「発展強化計画（中期経営計画）」及び「災害対策計画」については、令和６年度から６年間を計画の期間として、それぞれ策定を行いました。

（２）災害対策計画の位置づけ

災害対策計画は、災害発生時に社協業務や市民生活を早期に復旧・復興するための取組みや災害に備えた地域づくりの取組みを明示し、災害発生時に迅速に対応できる組織体制の整備を図るための計画として位置づけます。また、計画の推進にあたっては、今後、本会が市と一体的に策定する「第５次地域福祉活動計画」や「第５次発展強化計画（中期経営計画）」とも互いに連動し合いながら推進していきます。

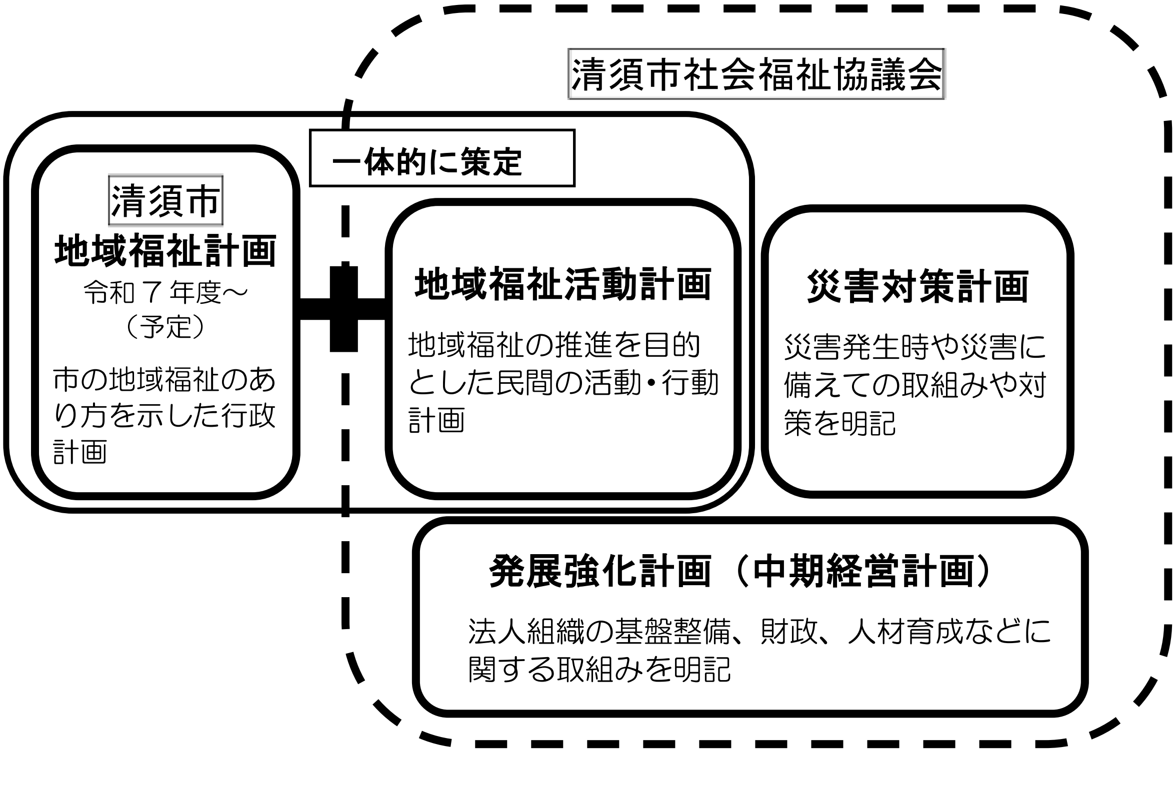

（３）計画の期間

計画期間は、令和６年度から令和 11 年度までの６年間とし、令和１１年度に次期計画を策定します。

なお、次期計画の策定にあたっては、市と本会で一体的に策定する「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」と本会が策定する「発展強化計画（中期経営計画）」との整合性を持たせるため、市及び本会内部で調整を図っていきます。

【各計画の期間】

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第４次総合計画（本会）	**計画満了**	／	／	／	／	／	／
災害対策計画（**本会**）	**単独策定**	第５次スタート →	→	→	→	→	→
地域福祉計画（市）	**一体策定**	**一体策定**	第１次スタート →	→	→	→	→
地域福祉活動計画（**本会**）	第４次（1 年延長） →	→ **一体策定**	第５次スタート →	→	→	→	→
発展強化計画（**本会**）	**単独策定**	第５次スタート →	→	→	→	→	→

２．第４次災害対策計画の状況及び評価

（１）第４次災害対策計画の体系

理念	方向性	目標
私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり	市民と社協が共に備える災害への対策	①災害からいち早く復旧できる組織づくりを進めます!! ②災害発生時の緊急対策を整備します!! ③市民生活の復興を支援するしくみを強化します!!

（２）計画項目ごとの評価

評価指標：Ａ計画通り　Ｂ計画からやや遅れている　Ｃすでに終了　Ｄ計画変更等

目標１）災害からいち早く復旧できる組織づくりを進めます!!

５年後のイメージ	取組内容	評価
被災時に業務を早期に復旧できるよう、部署毎に体制整備が行われている。 また、速やかに業務復旧できるよう、応援者受入体制の整備と受入訓練が継続して実施されている。	①職員の異動や事業内容の見直しに対し、速やかに職員緊急対応・行動マニュアルの改訂を行い、即時の対応を徹底します。 ②BCP（事業継続計画）の策定・運用により、部署毎で災害時に必要な備えを明確化し、対策を行います。 ③東尾張ブロックの社協職員による応援訓練の積み重ねにより、受け入れ体制の整備と応援者への依頼事項の精査を進めます。	A
災害時の固有の業務に対し、事前対策が行われている。	①利用者の安否確認を始めとする、各部署で役割分担するべき共通事項を整理します。 ②被災者からの困りごと相談や、生活福祉資金貸付等、臨時の総合相談窓口設置に向けて準備を進めます。 ③清洲総合福祉センターに避難された方への対応について、市と対応を事前に協議し、社協としての事前準備を進めます。	A

目標２）災害発生時の緊急対策を整備します!!

５年後のイメージ	取組内容	評価
BCP（事業継続計画）の策定・運用により、被災時の法人の被害の最小化を図り、各種事業の早期復旧により市民サービスへの影響を最小限に抑える体制が整っている。	①被災時の各部署の細かな対応についてリスト化し、職員緊急対応・行動マニュアルに反映します。 ②職員緊急対応・行動マニュアルを刷新し、BCP（事業継続計画）の策定を行います。	A

目標３）市民生活の復興を支援するしくみを強化します!!

５年後のイメージ	取組内容	評価
災害が起こっても、早期に復興支援が行えるしくみが整っている。	① 市の総合防災訓練への参加を通じ、市担当者・清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との定期的な意見交換の場を持ち、平常時より連携体制を作ります。 ②市・清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との協議、東尾張ブロック管内の社協による合同訓練を踏まえ、「災害ボランティアセンター設置運営の手引き」の改訂を行います。 ③「東尾張ブロック局地災害時救援活動相互訓練」を通じ、近隣社協との相互応援体制の構築と、スムーズな受け入れのためのルールづくりを進めます。	A
多くの市民が復興支援に関わることができ、早期復興を後押しする体制が整っている。	①清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との連携と支援、養成講座の開催を通じて、より多くの災害ボランティアコーディネーターの育成を行います。 ②災害ボランティアコーディネーターだけでなく、市民が復興支援に広く関われるよう、啓発の機会を作るとともに、ホームページやＳＮＳ、広報紙等で情報提供を行います。 ③ 次世代の担い手育成の観点から、学校における災害をテーマとした授業開催の支援を行います。 ④社協の多くの職員が災害ボランティアセンターの運営に携われるよう、研修・訓練を積み重ねます。 ⑤被災地へボランティアを送り出すため、費用助成制度等の整備を行います。	A
ブロック社協での平常時における地域の支え合い活動により、早期避難や避難誘導等の支援が行える体制が整備されている。	①災害時に助け合える地域づくりのため、ブロック社協を中心として、防災訓練・福祉学習会等の機会に啓発していきます。 ②ブロック社協と連携して、災害時に要配慮者等が安全に避難できるよう平時の見守り活動を強化します。	B

（３）第４次計画の取組状況と第５次計画に向けて

第４次計画の取組状況

- 感染症予防、まん延防止対策を盛り込んだ BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時にいち早く復旧できる体制の整備を図ってきました。また、毎年最新の情報に更新し、職員へ周知を行いました。
- 平常時から清須市の関係部署や災害ボランティアコーディネーター連絡会との意見交換や防災訓練への参加等を通じて、災害が起こっても早期に市民の生活が復興できるよう連携を図りました。
- 災害時に助け合える地域づくりについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的に取組みを推進することができませんでした。

第５次計画に向けて

- BCP（事業継続計画）の内容について確認や学ぶ機会を作ることで、職員の災害対策への意識向上を図ります。
- 災害ボランティアセンターの設置運営や災害発生時の対応においては、事務の効率化や迅速な対応が実施できるように ICT の活用を検討します。
- 災害時に助け合える地域づくりを推進するために、行政機関やブロック社協等の地縁団体、また、福祉・医療・介護の関係機関との連携強化に努めます。

３．計画の体系

（１）本会の理念

「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」

（２）理念を実現するための使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」に向けた福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

（３）経営方針

本会は、この使命を達成するために、以下の経営方針に基づき事業を展開します。

①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現 ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現 ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築 ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出 ⑤持続可能で責任のある自律した組織運営

（４）組織運営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命を実現するために、経営方針にのっとり、下記により組織運営を行います。

①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。 ②事業の展開にあたって「連携・協働の場（プラットホーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。 ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。 ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

（5）目指す方向性（ビジョン）

	目指す方向性（ビジョン）	取組内容	実施項目
本会業務の早期復旧	（1）災害からいち早く復旧できる体制を整備します	BCP（事業継続計画）の運用	・職員への周知徹底、研修会の開催 ・職員の意識向上 ・各部署での事前対策の徹底 ・BCP（事業継続計画）の見直し
		各種訓練の実施	・利用者等避難訓練 ・職員招集訓練 ・通常業務復旧訓練 ・感染症対策訓練
		リスク管理体制の強化	・ICT 等インフラの整備 ・個人情報の管理 ・減災の取組み ・各団体との委任契約・覚書等の締結
市民生活の復旧・復興	（2）市民生活の復旧・復興を支援するしくみを整備します	災害ボランティアセンター設置・運営	・災害ボランティアセンター設置・運営訓練 ・災害ボランティアコーディネーターの養成 ・市や他機関との連携強化 ・ICT やアプリを活用した運営 ・災害ボランティアセンター設置・運営の手引きの活用
		市民への情報発信	・平常時からの情報発信 ・ホームページやSNS、広報紙等の活用 ・災害発生時の迅速な情報発信
		災害発生時に向けた事前対策	・包括的な相談支援体制の準備 ・困りごとや貸付相談等への対応 ・フードドライブ事業の活用 ・利用者の安否確認
参加と協働・連携の場づくり	（3）市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図り、地域づくりを推進します	地域での助け合い活動の推進	・助け合い活動の推進 ・福祉学習会や訓練等の開催支援
		県社協、東尾張ブロック社協との連携体制の強化	・東尾張ブロック連絡会議や訓練への参加 ・日常的な連携体制の構築
		市との連携体制の強化	・市との事前協議 ・協定等の確認や見直し ・市防災計画会議、防災訓練への参加
		他機関との連携・協力体制の整備	・他の社会福祉法人や福祉・医療・介護等に関する関係機関との連携・協力体制の整備

☆持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

国連において平成 27 年に採択された「持続可能な開発目標－ＳＤＧｓ（Sustainable Development　Goals)」は社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標を打ち出しています。その理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は地域福祉にも通じるものであり、持続可能な社会をつくるための 17 の目標についても、本計画の策定・推進にあたって整合性を図ることとします。

貧困を
なくそう

飢餓を
ゼロに

すべての人に
健康と福祉を

質の高い教育を
みんなに

ジェンダー平等を
実現しよう

安全な水とトイレ
を世界に

ｴﾈﾙｷﾞｰをみんなに
そしてｸﾘｰﾝに

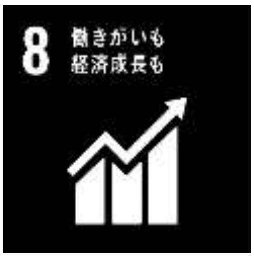

働きがいも
経済成長も

産業と技術革新の
基盤をつくろう

人や国の不平等
をなくそう

住み続けられる
まちづくりを

つくる責任
つかう責任

気候変動に
具体的な対策を

海の豊かさを
守ろう

陸の豊かさも
守ろう

平和と公正を
すべての人に

パートナーシップで
目標を達成しよう

ＳＤＧｓとは

「持続可能な開発目標－ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals)」は、2015（平成 27 年）の「国連・持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の行動計画として掲げられた目標であり、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットからなるものです。「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととしています。

☆取組内容と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との対応一覧

	ＢＣＰ（事業継続計画）の運用	各種訓練の実施	リスク管理体制の強化	災害ボランティアセンター設置運営	市民への情報発信	災害発生時に向けた事前対策	地域での助け合い活動の推進	県社協、東尾張ブロック社協との連携体制の強化	市との連携体制の強化	他機関との連携・協力体制の整備
1					○	○	○			
2					○	○	○			
3	○	○		○	○	○	○			
4					○	○	○			
5					○	○	○			
6										
7										
8	○	○	○							
9										
10				○	○	○	○			
11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12										
13										
14										
15										
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17				○	○	○	○	○	○	○

４．具体的な取組み（実施項目）

本会業務の早期復旧

（１）災害からいち早く復旧できる体制を整備します

【取組内容】　BCP（事業継続計画）の運用
【6 年後のあるべき姿】 全職員が、BCP（事業継続計画）の内容と所属部署及び自分自身の役割を認識し、災害発生時にすぐに動ける体制となっています。
【現状と課題】 ・令和３年に感染症予防・まん延防止対策を盛り込んだ BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時に備え、体制の整備を図りました。また、毎年最新の情報に更新し、職員へ周知を行っています。 ・BCP（事業継続計画）は職員に配布していますが、読み合わせや各部署の取組み、個人の役割について確認や研修会を開催しておらず、周知徹底が図れていないことが課題となっています。
【今後の方向性】 ・全職員が BCP（事業継続計画）の内容と所属部署及び自分自身の役割について認識できるよう、読み合わせや研修の機会を定期的に作ります。 ・人事評価制度を活用し、部署及び個人目標への位置づけを行うことで、災害対策への職員の意識向上を図ります。 ・災害発生時に各部署が行う業務内容を確認し、事前対策を徹底して行います。

実施項目	令和６年度	令和7年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
職員への周知徹底、研修会の開催	研修会実施	→	→	→	→	→
職員の意識向上	人事評価制度の活用	→	→	→	→	→
各部署での事前対策の徹底	事前対策の実施	→	→	→	→	→
BCP（事業継続計画）の見直し	変更箇所の修正	→	→	見直し	周知・運用	→

△R3.11.21　全体研修会　テーマ「新型コロナウイルス感染症消毒訓練/BCP の内容確認」

【取組内容】　各種訓練の実施
【６年後のあるべき姿】 災害発生時に、全職員が、時系列や項目別に何をすべきかの整理ができており、一人ひとりが自分の役割を考えて行動できるようになっています。
【現状と課題】 ・火災を想定した「利用者等避難訓練」と「職員招集訓練」は毎年実施してきましたが、訓練後に反省点や課題の整理等は行われていませんでした。 ・外部応援者の受入を含めた「通常業務復旧訓練」と「感染症対策訓練」は、定期的には行われておらず、訓練の実施方法については、内容も含めて検討が必要となっています。
【今後の方向性】 ・「利用者等避難訓練」と「職員招集訓練」は、引き続き定期的に訓練を実施するとともに地震や水害を想定した訓練も実施し、実施後の検証や改善を図っていくことで災害発生時に迅速に対応できるよう備えます。 ・「通常業務復旧訓練」と「感染症対策訓練」は、６年間の訓練計画を作成することで、訓練項目や実施方法等の整理を行い、訓練の実施と実施後の検証を通じて、全職員への周知徹底を図ります。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者等避難訓練	年２回実施 →実施後検証	→	→	→	→	→
職員招集訓練	年１回実施 →実施後検証	→	→	→	→	→
通常業務復旧訓練	訓練計画作成 →訓練実施	→	→	→	→	→
感染症対策訓練	訓練計画作成 →訓練実施	→	→	→	→	→

△R3.9.24　救助袋を使用した避難訓練の様子

【取組内容】　リスク管理体制の強化

【6 年後のあるべき姿】

災害発生時に起こりうるリスクを想定し、日頃から対策を講じることで、被害を最小限に抑える準備が整っています。

【現状と課題】

- 災害発生時の業務継続の指針である BCP（事業継続計画）は策定しましたが、それとリンクする平常時からの備えや対策については、各部署に任せており取組状況にバラツキが起きていることが課題となっています。

【今後の方向性】

- 災害発生時の被害を最小限に抑えることができるよう、現在の取組状況と課題を整理し、年度ごとに目標と計画を立て、実行することで平常時からのリスク管理体制の強化に努めます。
- 各団体との委任契約・覚書等の内容について精査し、毎年更新すると共に、新たに必要な契約等があれば積極的に締結を行い、災害発生時に備え事前に対策を講じます。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ICT 等インフラの整備	現状の把握・課題整理 ↓ 目標・計画設定 ↓ 実行	→	→	→	→	→
個人情報の管理		→	→	→	→	→
減災の取組み		→	→	→	→	→
各団体との委任契約・覚書等の締結	契約内容の確認と新規契約の検討	→	→	→	→	→

△R5.1.14　災害ボランティアコーディネーター養成講座の様子

（２）市民生活の復旧・復興を支援するしくみを整備します

【取組内容】　災害ボランティアセンター設置・運営

【６年後のあるべき姿】
災害ボランティアセンターの設置及び運営が必要となった際に、迅速に対応できる体制が整っています。

【現状と課題】
・災害発生時に、災害ボランティアセンターの設置及び運営が円滑に進むよう、設置運営訓練やコーディネーターの養成講座等を継続して実施し、関係機関との連携も図ってきました。
・今後は、災害ボランティアセンターの運営が効率的及び効果的に行うことができるよう、ICT やアプリの活用と、担当する全職員への周知徹底が課題となっています。

【今後の方向性】
・災害ボランティアセンターの運営にあたり、ICT やアプリの活用について検討を行います。
また、運営に携わる全職員が、自分の役割を理解し業務にあたることができるよう、学習会や訓練の実施を通じて、資質向上に努めます。
・引き続き、市やボランティアコーディネーター連絡会等、関係機関との連携強化を図ります。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ設置・運営訓練	訓練実施	→	→	→	→	→
災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの養成	養成講座実施	→	→	→	→	→
市や他機関との連携強化	意見交換・情報共有等	→	→	→	→	→
ICT やアプリを活用した運営	活用方法の検討	→	試行	→	見直し	運用
災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ設置・運営の手引きの活用	内容の確認→修正→周知	→	見直し	周知・運用	→	→

△R5.9.2　清須市総合防災訓練（災害ボランティアセンター設置運営訓練）の様子

【取組内容】　市民への情報発信

【6年後のあるべき姿】
災害発生時に、多くの市民へ分かりやすい情報が迅速に提供される体制が整っています。

【現状と課題】
・現在は、平常時から社協だよりやホームページ、LINE、Facebook 等を媒体として情報提供を行っていますが、災害発生時にどの媒体を使い、どういった形で誰が情報発信を行っていくのかについては、具体的に決まっていません。
・災害発生時にも有効に活用できる情報発信方法を検討し、分かりやすく迅速に情報提供が行われる体制の整備が課題となっています。

【今後の方向性】
・災害発生時に活用でき、多くの市民への情報提供が可能なSNS 等の情報発信方法について検討を行います。
・平常時から適切で分かりやすく、親しみやすい情報の発信に心がけます。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
平常時からの情報発信	随時情報発信	→	→	→	→	→
ホームページやSNS、広報紙等の活用	活用方法の検討	→	試行	→	見直し	運用
災害発生時の迅速な情報発信	具体的な方法について検討	→	試行	→	見直し	運用

△社協 LINE アカウント

△R5.10.1 発行　社協だよりてとて№66　　特集ページ：「災害への備え」

【取組内容】　災害発生時に向けた事前対策

【6 年後のあるべき姿】
災害発生時の相談支援体制を整備し、市民生活の復旧・復興を支援するしくみが整っています。

【現状と課題】
- 日常的に相談支援業務やフードドライブ事業を実施し、市民生活の支援を行っていますが、災害発生時の動きや活用方法についての検討が十分に行われていないことが課題となっています。
- 利用者の安否確認は、BCP（事業継続計画）に記載がありますが、定期的な訓練が実施されていないため、実施方法や優先順位の考え方、対象者名簿の管理等詳細を確認する必要があります。

【今後の方向性】
- 災害発生時の相談支援体制について整備を行います。
- フードドライブで集まった食品の災害発生時の活用方法について、検討を行います。
- 利用者の安否確認方法について確認を行い、定期的に訓練を実施し災害発生時に備えます。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
包括的な相談支援体制の準備	相談支援体制の整備→準備	━	━	━	━	→
困りごとや貸付相談等への対応		━	━	━	━	→
フードドライブ事業の活用	活用方法の検討→準備	━	━	━	━	→
利用者の安否確認	方法の確認→訓練の実施	━	━	━	━	→

△フードドライブ事業で集まった食品

（3）市民やあらゆる関係機関の参加と協働・連携を図り、地域づくりを推進します

【取組内容】　地域での助け合い活動の推進

【6年後のあるべき姿】
避難が必要となった時に、市民の声かけや助け合いによる避難誘導等の支援体制が整備されています。

【現状と課題】
- 災害時に助け合える地域づくりについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降積極的に取組みを推進することができませんでした。
- 令和5年度に入ってから、地域での福祉活動が徐々に再開し、ブロック社協や福祉団体等における福祉学習会や福祉出前講座の開催も増加しています。
- 今後は、ブロックや町内会・自治会における日ごろからの見守りや助け合い活動の推進を通じて、災害発生時にも迅速に対応できる地域づくりの推進が課題となっています。

【今後の方向性】
- ブロック社協を中心として、防災訓練や避難誘導訓練等の開催支援を行い、災害発生時に地域での助け合い活動が行われるよう、平常時からの支援体制の整備を推進します。
- 地域や学校における災害をテーマとした福祉学習会の実施を啓発し、開催支援を行います。
- 地域での助け合い活動の推進にあたっては、ブロック社協を始め、市や災害ボランティアコーディネーター連絡会等との連携を図り、協力体制の強化を目指します。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
助け合い活動の推進	ブロック社協等活動支援　２ヶ所	２ヶ所	３ヶ所	３ヶ所	４ヶ所	４ヶ所
福祉学習会や訓練等の開催支援	福祉学習会等の開催支援　３ヶ所	３ヶ所	４ヶ所	４ヶ所	５ヶ所	５ヶ所

（上記数値は総数）

△R5.11.25　砂入ブロック避難訓練の様子

△R5.7.28　夏休み子ども福祉体験の様子
テーマ：「防災グッズを作って、災害・防災について考えよう！」

【取組内容】　県社協、東尾張ブロック社協との連携体制の強化

【６年後のあるべき姿】
社協間の相互応援体制が整い、災害発生時に応援者の受入れが円滑に行われる体制が整備されています。

【現状と課題】
・社協間の相互応援体制の整備については、災害ボランティアセンターの設置・運営及び通常業務復旧にあたり、必要な人材や物資等の提供に関し、愛知県社協とは「災害救援活動の応援に関する協定」、東尾張ブロック社協とは「局地災害時救援活動への相互応援に関する協定」をそれぞれ締結し、体制整備を図ってきました。
・近隣の社協職員との関係については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、会議や研修、訓練等で担当職員同時が顔を合わす程度で、日常的な交流はありませんでした。このため、災害発生時の相互応援がスムーズに行くよう、日常業務における情報交換や交流の機会を作っていくことが課題となっています。

【今後の方向性】
・令和８年度に東尾張ブロック社協の会長市となるため、ＩＣＴやアプリを導入した訓練を企画実施し、実施後に検証や見直しを行うことで、災害発生時に東尾張ブロック社協間の相互応援体制が機能するよう体制の整備を図ります。
・日ごろから、電話等の情報交換や会議等での交流を通じて、担当職員同士が積極的に関り、顔が見える関係づくりを進めます。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
東尾張ブロック連絡会議や訓練への参加（令和８年度は会長市）	訓練や会議への参加	→	訓練企画・実施	検証見直し	訓練・会議参加	→
日常的な連携体制の構築	情報交換や交流の機会を確保する	→	→	→	→	→

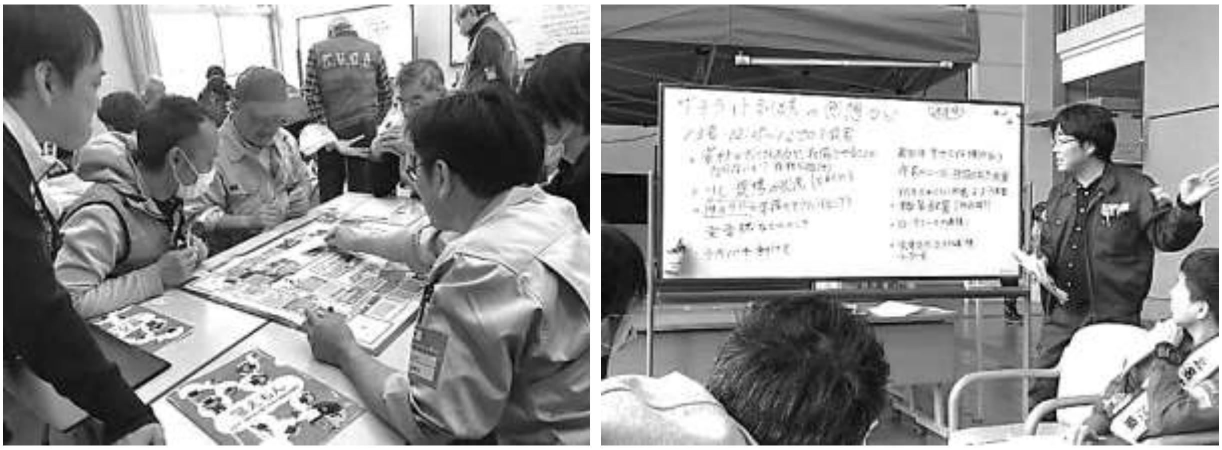

△R2.2.3　東尾張ブロック社協救護訓練の様子

【取組内容】　市との連携体制の強化
【6 年後のあるべき姿】 市と本会との間で協力体制が整い、災害発生時に災害ボランティアセンターの設置・運営が迅速に行われる体制が整備されています。
【現状と課題】 ・市の総合防災訓練への参加や災害ボランティアコーディネーター連絡会との意見交換を通じ、日ごろから連携体制の構築を進めてきました。 ・市とは、「災害ボランティアセンターの運営管理に関する協定」を締結し、災害発生時には、ボランティア活動の調整事務に関し委託契約を締結する準備が整っておりますが、契約内容や準備事項について、定期的に確認や見直しを行い、引き続き連携体制の強化を図っていく必要があります。
【今後の方向性】 ・市との連携体制の強化に向け定期的に協議を実施し、内容の確認や見直しを行います。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市との事前協議	定期的に協議を行う	→	→	→	→	→
協定等の確認や見直し		→	→	→	→	→
市防災計画会議、防災訓練への参加	訓練や会議への参加	→	→	→	→	→

【取組内容】　他機関との連携・協力体制の整備
【6 年後のあるべき姿】 市内及び近隣の福祉・医療・介護等の関係機関との協力体制が構築され、災害発生時に連携して地域活動や市民生活の復旧及び復興を支援できる体制となっています。
【現状と課題】 ・介護施設や事業所、障害福祉サービス事業所等で、令和 6 年 3 月末までに BCP の作成が義務付けられ、その中で他機関や地域との連携体制の構築が求められています。 ・本会も介護及び障害福祉サービス事業所を運営しており、災害発生時における他機関との連携・協力体制の整備が課題となっています。
【今後の方向性】 ・各部署における日頃からの関わりの中で、研修会や会合等を通じ関係機関と良好な関係を築き、災害発生時に協力して支援できる連携体制の構築を目指します。

実施項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
他の社会福祉法人や福祉・医療・介護等に関する関係機関との連携・協力体制の整備	研修会や会合の開催等	→	→	→	→	→

5．計画の管理評価

（１）計画の推進体制

計画の推進にあたっては、理事会の承認及び評議員会の議決を経て年次の事業計画を策定し、これらを基に事務局の担当部署が事業等の実施をしていきます。

（２）計画の進行管理・評価・見直し

計画の進行管理については、Plan→Do→Check→Action を繰り返す PDCA サイクルにより実施し、管理職会議において進捗状況の管理を行い計画の推進を図ります。

また、役員で構成される災害対策部会において進捗状況や事業成果の報告及び評価を行い、部会の提言を基に次年度の事業計画への反映と改善に努めていきます。

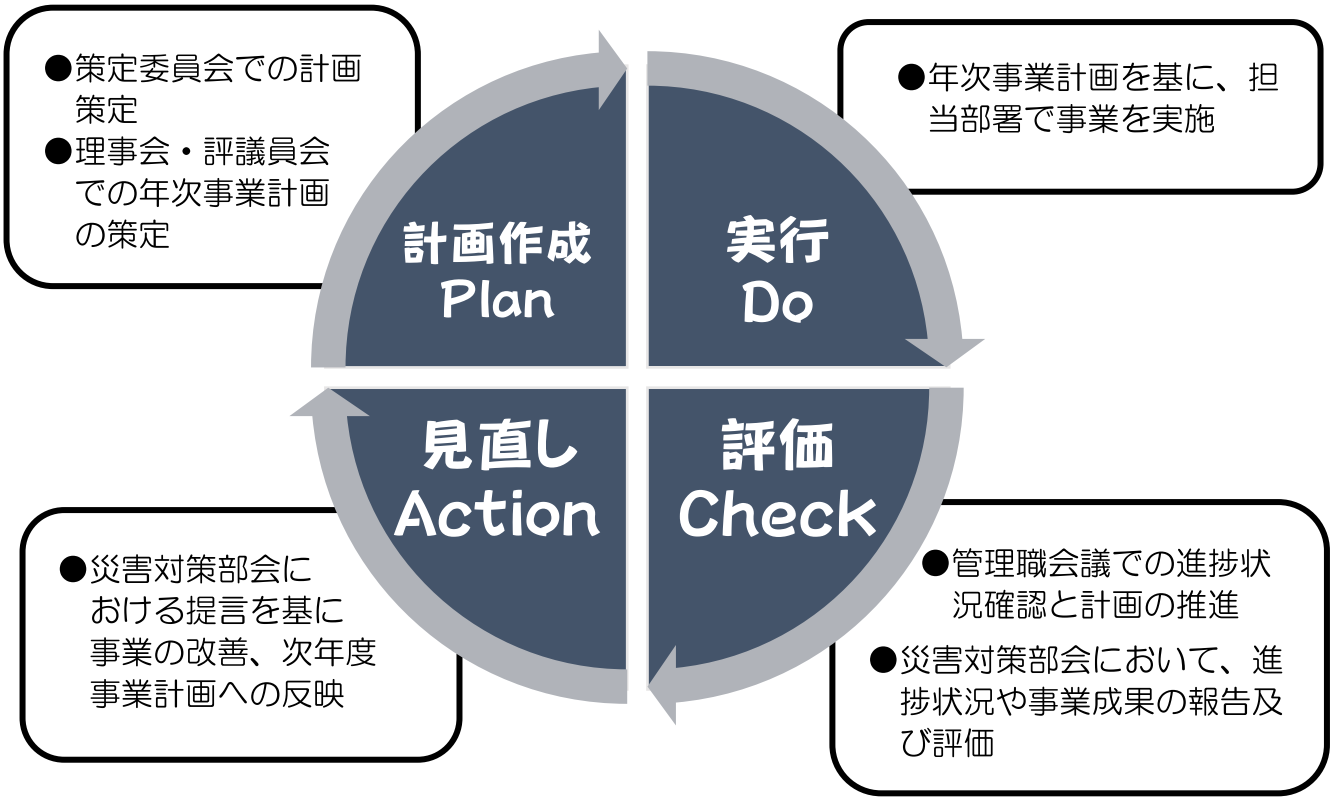

（１）社会福祉法人清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会定款第３３条に基づき、清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　清須市社会福祉協議会災害対策計画（以下「災害対策計画」という。）を策定するため、清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（組織）
第３条　委員会は、委員１０人以内で構成する。
２　委員は、社協役員、社協評議員、福祉団体関係者、ボランティア団体関係者、学識経験者等の中から清須市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が選任し、委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から災害対策計画の策定を完了する日までとする。
（委員長等）
第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（費用弁償）
第６条　委員には、費用弁償を支給することができる。
（関係者の出席）
第７条　委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、清須市社会福祉協議会総務地域課内に置く。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（２）諮問書

令和５年１０月１６日

清須市社会福祉協議会
第５次災害対策計画策定委員会委員長　様

清須市社会福祉協議会
会　長　　時　田　榮　一

清須市社会福祉協議会第５次災害対策計画の策定に関して〔諮問〕

このことについて、清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会設置要綱第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

【諮問】
「清須市社会福祉協議会第５次災害対策計画」の策定に際し、基本理念である「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のため、清須市社会福祉協議会が法人として取り組むべき項目とその推進に必要な事項について審議を求める。

（３）答申書

令和６年２月２１日

社会福祉法人清須市社会福祉協議会
会　長　　時　田　榮　一　　様

社会福祉法人清須市社会福祉協議会
第５次災害対策計画策定委員会
委員長　　建　部　憲　子

清須市社会福祉協議会第５次災害対策計画の策定に関して〔答申〕

清須市社会福祉協議会災害対策計画策定委員会設置要綱第 1 条の規定に基づき、次のとおり意見を具申します。

【答申】
令和５年１０月１６日付けで諮問のありました清須市社会福祉協議会第５次災害対策計画の策定について、当委員会において３回の策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。
なお、本計画の実施にあたり、社会情勢や制度改正の動向等に適切に対応するとともに、関係機関、関係団体等との連携に努め、計画に沿って事業が実施されることを希望します。

（４）策定委員名簿

【社会福祉法人清須市社会福祉協議会　第５次災害対策計画策定委員会　委員名簿】

氏　名	選任区分	所属・役職等
建　部　憲　子	社協役員	清須市社会福祉協議会副会長
後　藤　憲　治	社協役員	清須市社会福祉協議会理事
高　橋　謙　治	社協評議員	清須市社会福祉協議会評議員
太　田　良　治	福祉団体関係者	清須市心身障害者福祉協会会長
成　瀬　陽　子	ボランティア団体関係者	清須市ボランティア連絡協議会会長
法　月　由紀子	ボランティア団体関係者	清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会会長
石　黒　　　正	学識経験者	元小学校長

【策定委員会事務局】

氏　名	所属・役職等	備　考
山　内　真　弓	事務局長	
鹿　山　秀　樹	総務地域課長	
成　田　康　裕	福祉支援課長	
谷　川　知　史	総務地域課長補佐 地域包括支援センター管理者	※作業部会長
若　尾　孝　幸	総務地域課地域福祉係長	※副作業部会長
青　山　智　之	総務地域課地域包括支援センター係長	

（５）策定経過

【策定委員会】

日　程	会議名	内　容
令和５年 10月16日	第１回策定委員会	委員長選出、副委員長選任、計画策定諮問、スケジュール確認、第４次災害対策計画の評価及び第５次災害対策計画の体系（案）について協議
令和6年 １月　9日	第２回策定委員会	第５次災害対策計画の具体的な取組み（実施項目）及び計画の管理評価について協議
２月21日	第３回策定委員会	第５次災害対策計画最終案の確認、答申

【作業部会】

日　程	会議名	内　容
令和５年 ８月29日	第１回作業部会	スケジュール確認、計画の柱立て協議
９月12日	第２回作業部会	計画の柱立て協議、素案作成の役割分担
９月26日	第３回作業部会	具体的な取組み（実施項目）協議、素案の修正作業
10月10日	第４回作業部会	具体的な取組み（実施項目）協議 第１回策定委員会の内容確認と役割分担
10月24日	第５回作業部会	第１回策定委員会の振り返り、素案の協議と修正作業
11月　7日	第６回作業部会	素案の修正箇所の確認、数値目標の協議
11月22日	第７回作業部会	計画の概要・管理評価について協議 素案の修正箇所の確認
12月26日	第８回作業部会	計画素案への意見集約・回答の確認 第２回策定委員会の内容確認と役割分担
令和6年 １月16日	第９回作業部会	第２回策定委員会の振り返りと最終案の確認 第３回策定委員会の内容確認と役割分担

【職員会議】

日　程	会議名	内　容
令和５年 ７月18日	第１回職員会議	総合計画の今後について確認、災害計画の現状と課題整理、課題の改善や新規事業の提案・検討
７月26日	第２回職員会議	前回まとめ、災害対策計画の柱立てについて意見交換

清須市社会福祉協議会　第５次災害対策計画

発　行　　令和６年４月
社会福祉法人清須市社会福祉協議会
〒452-0931　愛知県清須市一場古城604番地15
（清須市清洲総合福祉センター内）
☏　052－401－0031　　　　　　　052－401－0032
URL　http://www.kiyosu-shakyo.com/　E-mail　info@kiyosu-shakyo.com